

議案第 96 号 小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

《制定の趣旨》

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号。以下「法」という。）により、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、新たな農業委員会制度では主に合議体としての意思決定を行う農業委員と、担い手への農地利用の集積や耕作放棄地解消等の地域における現場活動を行う農地利用最適化推進委員が役割を分担し、連携して業務を行うこととされた。

なお、法に定める経過措置により、平成 28 年 4 月 1 日の法施行時点で農業委員である者については、その任期満了までは旧制度に基づいて在任するが、新制度では農業委員、農地利用最適化推進委員ともに推薦・公募により候補者を選定し、農業委員については市長が議会の同意を得て任命し、農地利用最適化推進委員については農業委員会が委嘱することとなるため、推薦・公募手続きの実施に先立ち、新制度における農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるもの。

小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）に基づき、小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数を定めることを目的とする。

（農業委員会委員の定数）

第 2 条 小松島市農業委員会委員の定数は、19 人とする。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第 3 条 小松島市農地利用最適化推進委員の定数は、16 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。